

マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際の本人確認について

1 従業員等からマイナンバーの提供を受ける場合

従業員や取引先等からマイナンバーの提供を受ける場合は、マイナンバー事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」といいます。）が担当します。

事務取扱担当者以外の者が他人のマイナンバーの取得・保管等に関与すると、懲戒処分等の対象となることがあります。

2 マイナンバーの提供を受ける際の「本人確認」について

マイナンバーの提供を受ける際には、「本人確認を実施しなければなりません。

「本人確認」を行わないまま他人からマイナンバーの提供を受けてしまうと、法律に違反する場合があります。

3 本人確認の方法

① 本人からマイナンバーの提供を受ける場合

本人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認の措置として、番号確認（提供された番号が正しいマイナンバーであることの確認）と身元確認（提供者が本人又は代理人であることの確認）を実施します。

② 番号確認と身元確認は、原則として、下記のいずれかの方法で行います。

提示の仕方	身元確認の方法
「マイナンバーカード」の提示	裏面にマイナンバーが記載され、表面には写真と身元を確認できる情報（氏名・住所等）が記載されているので、番号確認と身元確認を同時に行うことができます。
「通知カード」の提示	身元確認は写真付きの身分証明書（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書）の提示で行います。
マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書の提示	

ただし、マイナンバーの提供者が会社の従業員で、本人であると確認できる場合は、身元確認書類の提示を省略することができます。また、郵送でマイナンバーの提供を受ける場合は、上記に記載した番号確認・身元確認のコピーを送付してもらって確認します。入社時に新入社員からマイナンバーの提供を受ける場合は、上記に記載した方法により本人確認を行います。本人確認の際にマイナンバーが記載された書面のコピーを控えとして残す場合は、所定の方法で厳重に保管しなければなりません。

4 従業員の扶養家族のマイナンバーの提供を受ける場合

① 国民年金第3号被保険者に該当する配偶者がいない場合

扶養家族の本人確認は従業員の責任で行うので、会社が本人確認をする必要はありません。

② 国民年金第3号被保険者に該当する配偶者がいる場合

本人確認は、会社の責任で行うことになるので、原則として次に記載する「代理人からマイナンバーの提供を受ける場合」により本人確認をすることになります。

なお、従業員が在籍中に婚姻して国民年金第3号被保険者に関する届出を行う場合などは、当社と代理人たる従業員と雇用関係にあり代理人が人違いでないことが明らかであるとマイナンバー利用事務実施者（以下、「会社」といいます。）が認めるときは、代理人の身元確認書類は不要です。

5 代理人からマイナンバーの提供を受ける場合

① 代理権の確認、②代理人の身元確認、そして③本人の番号確認（正しいマイナンバーであることの確認）を実施します。

代理の態様	代理権確認の方法
法定代理人の場合	戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示
任意代理人の場合	委任状の提示

ただし、上記が困難であると認められる場合には、本人の健康保険証などの、会社が適当と認める書類の提示を受けることで代理権を確認することも可能です。

② 代理人の身元確認

代理人	代理人の身元確認書類
自然人の場合	代理人のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
法人の場合	登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現にマイナンバーの提供を受け行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって、会社が適当と認める書類の提示

ただし、マイナンバーを記載した書類の提出先（会社）が適当と認める書類の提示を受けることで、代理人の身元確認をすることが可能です。

③ 本人の番号確認は、下記のいずれかの書類の提示を受けて行います。

- ① 本人のマイナンバーカード又はその写し
- ② 本人の通知カード又はその写し
- ③ 本人のマイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し

ただし、マイナンバーを記載した書類の提出先（会社）が適当と認める書類の提示を受けることで番号確認をすることも可能です。

④ 郵送でマイナンバーの提供を受ける場合は代理権確認・番号確認・身元確認の各書類のコピーを送付してもらうことになります。